

意見等募集の結果について

案 件	茨木市次世代育成支援行動計画（第５期）＜案＞について
結果の公表場所	ホームページ、こども政策課担当窓口（市役所南館３階）、 情報ルーム（市役所南館１階）、各図書館、北辰出張所
意見募集期間	令和７年１月２０日から２月１４日まで
意見提出件数	２１ 人 ６２ 件 (うち賛否のみ ２件、対象外 ０件)
意見募集時 公表資料	茨木市次世代育成支援行動計画（第５期）（案）
結果公表日	令和７年３月２１日
担当課	こども育成部 こども政策課 政策係 電 話：０７２－６２０－１６２５ Ｆ Ａ Ｘ：０７２－６２２－８７２２ Ｅメール：kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

「茨木市次世代育成支援行動計画（第5期）（案）」について提出された意見等と市の考え方

■全体意見

No.	ページ数	ご意見	市の考え方	担当課
1	ー	「茨木市次世代育成支援行動計画 別冊 ひきこもり支援ガイドブック」が第4期策定時に作成されたが、第5期の別冊でも作成を検討してほしい。	第5期計画の別冊については、「生きづらさを抱えたこども・若者」を対象とする支援をとりまとめた冊子を作成する予定です。	こども政策課
2	ー	本案における「こども」もこども大綱と同じ年齢範囲を指すのか。	第5期計画はこども大綱に沿って作成していることから、年齢範囲についても概ねこども大綱と同様の考え方になっております。あわせて、当計画は「子ども・若者育成支援推進法」第9条に規定する市町村計画でもあることから、当法律で示しているとおり、「乳幼児期から、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者。」も対象としております。	こども政策課
3	26	「こども」表記が「子ども」になっている箇所があるのはなぜか。	こども家庭庁設立準備室から令和4年9月15日付の事務連絡において、「こども」標記の推奨に係る通知があったことから、市が「こども」と書くときは平仮名に書くようにしております。ただし、法律名などの固有名詞や、第4期計画からの引用については、従来の表現のとおりにしております。	こども政策課

■各施策へのご意見
(生きづらさを抱えたこども・若者)

No.	ページ数	ご意見	回答	担当課
4	24	市は、府と連携してひきこもりに関するイベントを開催することを検討してほしい。	ひきこもりに関する理解や当事者の方への効果的な支援など、引き続き検討を行い取り組んでまいります。	こども政策課
5	24	「茨木市子ども・若者自立支援センターとユースプラザ等の支援機関との連携をさらに強化していく必要があります」と記載しているが、具体的な連携方法について言及することを検討してほしい。	具体的な連携方法につきましては、2025年4月に子ども・若者自立支援センターの運営事業者が変更となることから、4月以降に運営事業者と協議して取り組んでまいります。	こども政策課
6	23	ユースプラザにおいて、多様な利用者が適切な支援を受けられるようにするため、年代や性別の多様性を考慮したスタッフの配置基準を設定することを検討してほしい。特に、現状の年齢層に偏りがある配置を是正するため、スタッフの採用や配置において積極的な調整措置を講じることを求める。	ユースプラザにつきましては、おおむね中学生～39歳を利用対象者としておりますので、ユースプラザを指導し、全ての利用者が安心して適切な支援を受けることができるよう取り組んでまいります。	こども政策課
7	32	「茨木市次世代育成支援に関するアンケート調査」の結果、ユースプラザについて、「若者（19～39歳）」の「利用意向」に対する「利用状況」の割合が、小中高生と比較すると少ないことから、小中高生と若者の間の利用状況の違いを第5期計画の実施に向けた検討課題として、追記することを検討してほしい。	ユースプラザを利用したいと思う全ての方が利用したくなるような取組みを進めてまいります。	こども政策課
8	24	就労支援フェアや就労支援に関するセミナーを開催しているとあるが、これらは各当事者が民間を利用して出来る事なので、就職へ進むためのステップや、どのような仕事が当事者に適しているかの提案やカウンセリングする専門職の人材を検討してほしい。	商工労政課内に茨木市就職サポートセンターを設置し、「仕事なんでも相談」を実施しており、就労支援に関する専門の相談員が、相談者に寄り添いながら、就職面接のアドバイスや、無料職業紹介等の支援を行っています。	商工労政課
9	23	居場所を利用した子供たちが、生きづらさ等が解消されたなどの効果検証を毎年度するよう検討してほしい。また効果がないと判断した場合は、政策の転換や専門家のアドバイスを受ける事を検討してほしい。	効果検証につきましては、事業の成果を計ることができるよう適切な指標等を検討するとともに、専門家の助言を取り入れながら、事業を進めてまいります。	こども政策課
10	61	・1323 ユースプラザの運営 本案p23で「公共施設等の居場所では、さらなる利用者増に向けて周知していく(後略)」、p61で「1323 ユースプラザの運営」の「行動目標」が「質的充実」と記載されている。居場所における利用者増という「量的」な必要性を記載している一方で、居場所であるユースプラザの行動目標が「質的」な充実となっており、矛盾している。合致した記載をすることを検討してほしい。	p23では、「公共施設等の居場所では、さらなる利用者増に向けて周知していくとともに、全体的な支援の底上げに向け、今後も職員やスタッフの支援力向上を図っていく必要があります。」のとおり、後半部分では質的充実の必要性を記載しておりますので、記載内容は矛盾していないと考えております。	こども政策課
11	61	・1323 ユースプラザの運営 居場所は同じ場所で継続的に安定して運営して欲しい。	できる限り同じ場所で継続的に安定して運営できるよう努めてまいります。	こども政策課
12	61	・1323 ユースプラザの運営 年度ごとに運営する事業者が変わるのは、利用者を不安にさせるので、茨木市が直営で運営してくれるとより一層利用者の安心に繋がる。	経費の削減と合わせて民間業者が有するノウハウを活用することで、より効果的な支援の提供が可能であると判断しており、利用者の皆様の安全・安心を最優先に、市の管理責任の下に進めていきたいと考えております。	こども政策課
13	63	・1402 子ども・若者自立支援センター 生きづらさを抱えてひきこもりをしている若者は非常に繊細であるため、相談や支援をしてもらう機関は運営は不安定な事業者でなく、市の直営で支援センターを安定して運営を継続して欲しい。	経費の削減と合わせて民間業者が有するノウハウを活用することで、より効果的な支援の提供が可能であると判断しており、利用者の皆様の安心・安全を最優先に、市の管理責任の下に進めていきたいと考えております。	こども政策課

(こどもの居場所)

No.	ページ数	ご意見	回答	担当課
14	23	空き家、古民家を改装して、こどもと地域住民で協力して居場所づくりができれば良い。	市で空き家、古民家を改装しての居場所づくりについては考えておりませんが、現在、「こども食堂・こどもの居場所ネットワーク」を設置し、市民の皆さまによる居場所づくりの取組みの情報共有・連携を行い、進めております。	こども政策課
15	23	・安全で安心な居場所づくり 保護者が早朝より職場に向かう場合、登校までの時間を家で過ごす児童もいる。そのような児童の居場所や見守りとして、豊中市が実践しているような、体育館等での見守りによる早朝からの校門開放を地域のボランティアの方のお力を借りながら実践できれば、地域と連携した安全で安心な居場所づくりの一つになるのではと思う。	早朝からの校門開放での居場所づくりの予定はございません。地域と連携した安全対策としましては、こどもの登下校時に校区内の巡視などを行うことにより、安全を守ることを目的として、自治会やPTA、地域の方々の協力により「子どもの安全見守り隊」を小学校区で構成しております。	学校教育推進課

(学校教育)

No.	ページ数	ご意見	回答	担当課
16	39	SDGsの目標「ジェンダー平等」に、こども達への「包括的性教育」は含まれているか？ 性教育を行うこと自体には賛成だが、「性別はグラデーション」「好きな性別になれる」という男女の体を無視するような教育は思春期の揺れ動きやすいこども達に相応しいものとは思えない。	「ジェンダー平等」に「包括的性教育」の内容が含まれる部分はございます。 性教育は学習指導要領に則り、実施しております。	学校教育推進課
17	39	文科省の推進している「生命の安全教育」を逸脱せずに、こども達が自らの心と体を守ること、相手を尊重することを教えてほしい。	小学校では「こどもたちを暴力から身を守るワーク」、中学校では「いのちの学習」に取り組んでおり、引き続き内容の充実を図ってまいります。	学校教育推進課
18	59	・さまざまな悩みに対応する体制の充実 生徒指導への対応は、「学校内外の関係機関とのつながりの構築、また教育支援ルームの活用を図り」とあるが、そうではなくて学校の在り方自体(教育システム、不毛なルールなど)に問題があるとして改革をしていかなければ、暴力や不登校は無くならないと思う。学校はこの問題に取り組む前提で再考をお願いしたい。	生徒指導提要の改訂以来、発達支持的生徒指導を軸にこどもを主体においた教育活動の充実を図っております。また校則改正などについても、生徒会などが中心となり取組みを進めております。	学校教育推進課
19	67	・社会的な支援が必要なこども・若者や子育て家庭が安心できる環境づくり そもそも項目に「不登校」に関する支援がない。中学校は給食費無償となったが、たとえ不登校の原因が学校のせいだったとしても、不登校だとこの恩恵は受けられない。	不登校に関しては、スクールカウンセラーへの相談の機会や、校内教育支援ルーム、市教育センターでの支援などさまざまな方法で対応しております。	学校教育推進課
20	67	不登校になると親は仕事を辞めることになったり、食費や光熱費、フリースクール等の費用がかかってくるため、不登校が増加している今、早急に経済的な支援をお願いしたい。	市教育センターでこどもの状況に応じた支援を行っております。	学校教育推進課
21	59	・さまざまな悩みに対応する体制の充実 以下の事業を新規で追加してほしい。(No21～24) <学力向上> ①豊かな学力をつけるために 豊かな本当の学力をつけるためには、学力テストで測るだけでなく、どの子にも基礎的な力を丁寧につけ、学ぶことへの自己肯定感を育むことが大切です。 1)「どの子にも豊かな学力をつけるためには、何が大切か、どのような取り組みが必要であるか」各学校・学年で話し合い、目標・計画を立て丁寧に取り組みます。その取り組みで子どもを追いつめたりすることなく楽しく豊かな学びとなるよう各学校で工夫します。 2)理解や定着に時間のかかる子どもへの支援や援助の仕方について、各学校で工夫します。 3)それらの各学校・学年での取り組みを交流し良かった点や課題を出し合い、次年度につないで行きます。 4)例えば小学校低学年の場合は、次のことができるようになるためにどのような工夫をしたか、どのような課題があるかなど交流します。 :声を出して教科書を読む。 :濁音・半濁音・勘音・促音・長音などの読み書き。 :13-7・7+8等繰り上がり繰り下がり、掛け算。 :主語・動詞・形容詞・修飾語を入れた文を書く。 :友だちの話聞き自分の意見を言うことができる。	事業を新規に追加する考えはありませんが、学力向上に関しましては、いただいた意見も参考にしながら、以下のとおり取り組んでまいります。 本市全体の課題や方向性を学校と共有し、こどもたち一人ひとりがつながりの中で主体的に学び、成長の実感をえることができる取組みを各学校で工夫しながら推進してまいります。 また、学力向上担当者会など、各種担当者会にて、各校の実践を交流し、自校の取組みに生かしていただく機会を充実させてまいります。	学校教育推進課
22	59	②学力向上のため、子どもたちが安心して学びあえるように「担任の先生がいない」状況をなくします。 目標値「担任の先生がいない」状況をなくします。 令和7年度:担任がいない状況は、常にある。 令和10年度:プール要員を常に配置しておく。	教職員課と連携し、こどもたちが安心して学習できる環境を整えてまいります。	学校教育推進課
23	59	③学力向上・子どもたちにわかる喜びを育むために茨木市独自で少人数学級の実現に取りみます。 目標値:茨木市独自で少人数学級の実現します。 令和7年度:大規模校に加配実施。 令和10年度:茨木市独自の30人以下学級実施	大阪府から割り当てられる加配配当数をもとに、児童・生徒の実態や学習内容の習熟の程度に応じた指導を推進するために、クラス分割授業、学年分割授業の中に、習熟度別学習を組み入れるなど、児童生徒一人ひとりに応じた学習を進めてまいります。	学校教育推進課

24	59	④全国学力学習状況調査については、自治体の点数アップ競争が子どもたちや先生を追い詰めることになっており、自治体によっては結果の公表や、参加の形について見直すところが出ています。本市でも今すぐ全国学力学習状況調査の結果公表は取りやめ、これからの参加については「参加見直し」を検討します。 目標値：全国学力学習状況調査の結果公表は取りやめます。また「参加見直し」を検討します。 令和7年度：結果公表を取りやめる。 令和10年度：全国学力学習状況調査への参加を見直す。	学力向上計画の検証軸として継続的に本調査に参加しており、児童生徒の学力や学習状況を分析し、教育施策の継続的な検証改善サイクルを確立すること、学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的にしております。 結果につきましては、教育委員会及び市内各小・中学校で分析し、取組の成果と課題を把握し、その改善に努めてまいります。	学校教育推進課
25	59	以下の事業を新規で追加すること。(No.25～26) <体力向上> ①運動に親しみ、体力を向上させるために「体力テスト」で測るだけでは体力向上にはつながりません。 タイムなどを競うことにより、どうしても「早い・遅い」「強い・弱い」と言うことに目がいってしまうからです。 「体力を測る」以前に、運動に親しむ機会を十分に設け、友だちと共にイキイキと体を動かすことが大好きな子どもたちの育成をめざします。 1)子どもたちが自由に遊ぶことのできる環境が極端に減っている今日、学校で友だちと自由に外遊びできる時間と場所を意識的に補償します。 登校後の朝の時間・行間の長い休憩・昼休み・放課後の遊び時間を削らないようにします。安全点検がされた遊具の設置・自由に使えるボールや縄など自分たちで約束を作って大切に管理し、安全に遊びます。 2)学校教育で初めて出会う運動も多いので、授業の中で、陸上・機械運動・水泳・ボール運動・表現運動とすべての領域の運動に接するようにします。 怖がる子どもたちや苦手意識を持つ子どもたちが楽しく学べるよう工夫します。 3)気候の具合で運動場が使えない時やプールに入ることができない時は、視聴覚機器などを使ってゲームの観戦をしたり運動の楽しさを学べるようにします。	事業を新規に追加する予定はございませんが、体力向上について以下のとおり取組を行います。 学習指導要領において、心と体を一体として捉え、生涯にわたる心身の健康の保持増進や豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することをめざすと示されており、本市でも、それぞれの学習の目標に対して、どの子どもたちも積極的に活動できるように、教材教具の選定、環境の設定など、誰もが楽しめる活動ができるように今後も取組みを行ってまいります。	学校教育推進課
26	59	②地震などの災害時に体育館が避難場所となり、子どもたちが使用できないときは、その期間が短くて済むように行政全体で努力をします。	②被害状況により、避難場所の規模が異なりますが、できるだけ早急に復旧できるように努めます。	学校教育推進課
27	59	・1309 小・中学生及びその保護者に対する教育相談 以下の事業を新規で追加すること。 教育センターの相談員を増員し、子ども保護者の尊厳を大切にした相談活動となるよう研修の機会を設けます。教育相談を気軽に活用してもらえるよう、広く恒常的に宣伝普及します。	事業を新規に追加する考えはありませんが、相談員の増員に関しましては、相談ニーズや状況を踏まえ、相談体制を考えてまいります。 研修につきましては、所内の研修を相談員に対して毎年行っております。 教育相談を多くの方に知っていただくために、今後もチラシを全児童生徒に配布する等、情報の発信に努めてまいります。	教育センター
28	59	・1310 生徒指導(いじめ・不登校・問題行動)への対応 以下の事業を新規で追加すること。(No.28～30) 不登校気味な子どもたちや、教室には行けないけど「別室」には行ける子どもたちにとって文部科学省の不登校支援「COCOLOプラン」の中で謳っている「校内別室」の支援は大切な居場所となっています。担当教員・支援員の確保など、茨木市独自で「別室」への支援体制を強化します。	事業を新規に追加する予定はございませんが、(いじめ、不登校・問題行動)に関しましては、各学校の状況を踏まえ、支援体制を検討しております。 茨木市でも現在、校内教育支援ルームの設置、校内教育支援員の配置を進めております。	学校教育推進課
29	59	「別室」などなら登校できる場合は、「教室に戻るための仮の居場所」として位置付けず、「安心してここにいてもいい」と感じられる場所を保障し、子どもが自分のペースで学ぶことや、願いや想いの出せる、安全・安心な空間の中で心のエネルギーをためられる場所をめざします。	校内教育支援ルームにおいては、児童生徒が安心して過ごすことができるよう、児童生徒の実態に応じて工夫する等対応しております。	学校教育推進課
30	59	目標値：文科省COCOLOプランの「校内支援センター」の充実をめざし、茨木市独自で「別室」への支援体制を強化します。 令和7年度：別室支援に加配を配置する。 令和10年度：別室への正規職員を配置する。	校内教育支援ルーム等別室対応できる人員の配置を検討しております。	学校教育推進課
31	59	・1311 SC・SSW の配置 以下の事業を新規で追加すること。 スクールカウンセラーの全校配置を実施します。 目標値：スクールカウンセラーの全校配置を実施します。 令和7年度：児童生徒数400人以上に配置。 令和10年度：全校に配置。小規模校は2校に一人	スクールカウンセラーを全校に配置しております。	学校教育推進課
32	59	1312 こども本人からの相談 以下の事業を新規で追加すること。 こどもの悩みは早期に対応すること、一人でも信頼できる大人がいることが大切です。教育相談を気軽に活用してもらえるよう、広く恒常的に宣伝普及します。	日頃から安心安全な環境の中で、教員がこどもと信頼関係を築くとともに、学校だより等を通じてスクールカウンセラーを案内する等、相談窓口について周知しております。	学校教育推進課

33	77	・3102 こどもの権利に関する啓発・普及 以下の事業を新規で追加すること。 子どもの権利条約の児童生徒・市民の認知度を上げます。そのため広報やアンケート活動に取り組みます。 目標値:子どもの権利条約の児童生徒・市民の認知度を上げます。 令和7年度:児童生徒・市民50% 令和10年度:児童生徒・市民70%	事業を新規に追加する予定はございませんが、いただいた意見も参考にしながら、「茨木発人权学習授業プラン集パートⅢ」等を活用し、引き続き子どもの権利条約についての学習を推進してまいります。	学校教育推進課
34	57	・1305 学力向上 目標値の数値等の意味が分かりにくいので、補足説明があってもいいのではないかと。 例えば、正答率が「1.039」となっているが、これは全国平均との比較なのか?正答率が1を超えるというのが、どういう状況なのかあまりイメージがわからない。 「学力低位層」の定義(全国平均点以下の人でしょうか?)、こちらの数値も全国平均と比べての数値か。	全国平均と比較しての数値を表しており、「1」を超えると全国平均より高い数値となります。「学力低位層」は平均正答率が40%以下の層を表しており、こちらも、対全国比での数値を表記しています。	学校教育推進課

（社会参画や意見表明の機会の充実）

No.	ページ数	ご意見	回答	担当課
35	77	・3201 次なる茨木ミーティング 「若者世代の意見を市政に取り入れる」とあるが、恣意的なものとならないよう厳に注意してほしい	引続き、市政への意見を伺う機会の少ない方々のお声をお聞きするため、対象などを工夫しながら実施します。	市民生活相談課

（学童保育）（放課後の居場所）

No.	ページ数	ご意見	回答	担当課
36	62	・1324 学童保育の運営 入室児童数が令和5年度から令和11年度に1,000人増となっているが、教室数が不足し、プレハブを建てる敷地もなく学童保育の運営が厳しくなる小学校ではどのように保育教室を確保するのか各小学校で示しておいてほしい。	小学校の余裕教室を専用利用、また、学校教育の目的に使用していない放課後等の時間帯や長期休業等の期間などの一時的な借用ができるよう、教育委員会及び小学校と協議していきます。また、次世代育成支援行動計画（第5期）の個別計画として、学童保育室における整備計画を策定し、保育場所の確保に努めます。	学童保育課
37	62	・1324 学童保育室の運営 子ども達の安全を確保するために全校での学校校内での施設確保、運営が必要だと思う。 今後、児童数は増加傾向にはなくても学童利用者が増えることを見越して、施設確保をする必要があると思う。		学童保育課
38	62	・1324 学童保育の運営 利用者である保護者も運営側の指導員も安全第一と考えていることから、学童保育は学校の敷地内にあるのが一番望ましい。		学童保育課
39	62	児童数は減少しても、共働き家庭の増加により、学童保育の必要姓は年々高まるばかり。新年度の申込人数を見て対策を立てるのではなく、先を見通した数カ年計画をもって、茨木学童保育室を増設してほしい。		学童保育課
40	62	・1324 学童保育の運営 茨木小学童について、茨木小の分校的な新設校を建てて、一部の地域をまるごと移したら、余裕が生まれる。クリエイトセンターの辺りは考える余地はないか。市民グラウンドは運動場にとか。二番目は、隣接の市の施設を中央保育所の跡地になるところに移転し、近隣施設を学童保育室に立て替え、学校から直結の雨天時も困らない屋根つき渡り廊下をつける。	いただいたご意見も参考にしながら、茨木学童保育室の今後のあり方について検討するとともに、担当課だけでなく、学校・教育委員会とも連携・協力を図ります。	学童保育課
41	62	・1324 学童保育の運営 茨木小学童について、玉櫛小の様に二階建ての体育館を作り、1階に学童保育室をいれる。また、西中の体育館のように屋上にプールをつければ、今あるプールの場所にプール付き学童保育室付きの体育館を作れないか?学校と直結の屋根付き渡り廊下もつけて。運動場も体育館分広がるので良いのでは?と思う。 民間頼みは限界あるので公的責任で解決に取り組んで欲しい。		学童保育課
42	62	・1324 学童保育の運営 茨木小の学童保育の教室不足の問題を解決するために学童保育課だけでなく学校教育の担当課や学校施設課も共に力を合わせて国の補助金や市の予算を確保して動いて欲しい。		学童保育課
43	62	・ 1325 放課後児童健全育成事業の支援 待機児童の解消図るためなら、高槻市のように、致し方なく待機になる児童の家庭に保育料の補助金の支給を実施するのが良いと思う。	いただいたご意見を参考にしながら、他市での対応状況等も研究し、待機児童解消に努めます。	学童保育課
44	62	・1326 学童保育室指導員の研修 スキルを磨くために実践研究や発表も取り組んでも良いのでは?他校の学童保育室との実践交流会を定期的に取り組んでみても良いと思う。全国にも視野を広げ色んな保育のやり方を知り、学ぶのも良いと思う。	学童保育指導員の資質向上のため、引き続き様々な課題を持つ児童に対応することができるよう取り組んでいきます。	学童保育課

45	62	・1325 放課後児童健全育成事業の支援 公設公営を守るべきである。公的責任で行う事業だと強く思う。令和5年度から令和11年度の入室児童数・支援の単位数の目標値は増加している。計画性を持ち専用学童保育室を確保できるように整備を進めていくべきといえる。こどもが安心・安全な居場所や保護者が安心・安全に預かれるよう、そして働く指導員も安心・安全な保育を提供できるよう学校外に出るリスクを回避するためにも学校内に場所の確保を前提に整備していくべきだ。	保育場所と人員確保のため、公立の学童保育室の整備を引き続き進めるとともに、社会資源の一つである民間学童保育室とも連携を図り、児童の健全育成に努めます。	学童保育課
46	63	・1325 放課後児童健全育成事業の支援 自分は民間の学童保育室で働いていたので、公設の学童保育室の方が健全かと思う。民間学童では、消防検査を受けてから扉を増設し、中を見えにくくした学童があり、他にも遊びの時間ipadを渡しそれでおしまいと言うところがあるとも聞いた。民間学童の活用よりも、公設学童保育室を増設、人員確保して進めた方が安心安全な場所をこども達に提供できると思う。	公立学童保育室では、小学校や近隣公共施設等での場所の確保、また、指導員確保を行うとともに、増加する学童保育ニーズに対応できるよう、民間事業者とも連携し、児童の健全育成に努めます。	学童保育課
47	62	・1325 放課後児童健全育成事業の支援 こどもたちが平等に保育を受けれるためにも公設公営での運営が必要だと思う。 指導員の人員確保を行い、どの施設でも平等、公平に受けられるように。		学童保育課
48	62	・1325 放課後児童健全育成事業の支援 市は補助金も出して民間学童保育に誘導する事で、学童保育施設不足・人員不足・待機児童問題を解決しようとしているが、「公的責任で専用学童保育室の整備と人員確保を」図ってほしい。		学童保育課
49	62	・1325 放課後児童健全育成事業の支援 茨木市は、公設公営の学童保育が保障されていることが、他市に比べて誇りであると感じている。待機児童解消の為の民間事業促進をやめて、公的責任で施設の設置を促進してほしい。		学童保育課
50	62	一人当たりの面積基準が1.65平方メートルをクリアできていない教室が多いと聞いている。平均利用人数を勘案しての定員数ということですが、割り出される計算式を明らかにしていただきたい。	国の定める基準に基づき、使用する教室面積に児童の出席率を勘案した人数を受入上限人数としています。定員設定に用いる計算式は、保育面積÷1.65㎡÷学童保育室ごとの平均出席率となっています。	学童保育課
51	63	・1401 青少年に関する相談 必要に応じて適切な関係機関を図るためには、仕事に支障が出ない様に、土日も夕方5時以降も市の窓口が利用できる様になればありがたい。いつでも連絡くださいと言われていても、仕事中は連絡出来ない。	青少年に関する相談については、開庁時間にあわせてご相談を受けつけております。ご理解いただきますようお願いいたします。	社会教育振興課

（経済的支援）

No.	ページ数	ご意見	回答	担当課
52	25	② 社会的な支援が必要なこども・家庭が安心できる環境づくり 今年、2025年1月に起こった父子心中事件のような悲しい事件が起こらないよう、母子家庭と父子家庭では、抱える悩みや困り事が違うとは思いますが、それぞれに寄り添った悩みに応えられるようにしてほしい。	ひとり親自立支援員が、ひとり親になった不安、住まいのこと、生活のこと、仕事のこと、子育てのことなど生活全般の相談や、こどもの進学の学費が足りないなどお金が必要なときの母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談、また、この先離婚を考えていて、これからの生活が心配であるなど離婚前相談などを受け付けています。	こども政策課
53	75	・2509 大学奨学金利子補給 奨学金利子補給は現在は抽選だと聞いています。が、希望者は全員補給してもらいたい。就職もできない状況になっている学生にとって、卒業後、返済は出来ないから少しでも救ってもらいたい。	当初の予定人数を超える場合は抽選となりますが、当選者への給付額が確定した後に予算の範囲内で繰上当選を行っており、毎年、希望者全員に給付できております。	こども政策課

（子育て支援）

No.	ページ数	ご意見	回答	担当課
54	26	外国人住民が近年増加傾向にあり、特にベトナム等アジア圏からの特定技能実習生は家族を呼び寄せ生活者として日本で暮らすケースが増えてきている。子は日本語未修得であることは多く、小中学校での日本語習得が難しいことから、外国人未成年の日本語習得について、地域で学べる場が多くあると有効と感じる。放課後の居場所や見守りとしても機能しつつ、日本語習得の機会の提供が多くなれば孤立感や孤独感を持つ外国人児童の減少につながるのではないか。	外国人未成年者については、日本語修得に関する課題のほか、地域での居場所や交流、自身のルーツやアイデンティティに関する問題など、多くの課題を有しているものと考えております。 引き続き、外国人相談窓口による相談の場の提供のほか、小中学校との連携のもと、地域での居場所づくりや交流促進、多文化共生社会の推進等を通じ、外国人児童の孤立の解消と生活支援に取り組んでまいります。	人権・男女共生課
55	54	・1228 病児・病後児保育事業 行動目標が「量的拡充」となっているが、令和11年度の目標値が令和5年度と比べ、減少の見込となっている点に違和感を感じる。（文章中の新規事業者を確保する点が、量的拡充なのかと思いますが）	近年の事業利用実績が新型コロナウイルス感染症の影響で受入に制限があったこと等により減少しており、第5期計画では改めて利用者見込み数を算出したうえで、既存の事業者の受入促進や新規事業の確保による量的拡充を目標としています。	保育幼稚園事業課
56	69	2（1）③就労支援について、福祉総合相談課同様、ひとり親の方に、「生活困窮者自立支援事業」における就労支援をしているので、追加したかどうか。	こどもの貧困の解消に係る対策の就労支援において「生活困窮者自立支援事業」を掲載しているため、ひとり親家庭への支援において再掲する予定はございません。	こども政策課
57	82	(2) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 未熟児医療に関する記載がないため、この事業についても計画に位置づけてください。	追記します。	こども政策課

(その他)

No.	ページ数	ご意見	回答	担当課
58	54	「(4)地域ぐるみの子育て支援」の見出し説明が52ページ「(3)子育て支援サービスの充実」と同じになっています。	「(4)地域ぐるみの子育て支援」の見出しを修正します。	こども政策課
59	82	事業名が「茨木市多世代近居・同居支援」になっているので、住宅購入やリフォーム費用の一部補助の説明にも「近居」を加えた方が良いと思います。	追記して修正します。	居住政策課
60	84	茨木市と国の%の桁数が異なっているので、統一した方が良いと思います。	小数点第1位に統一して表記します。	こども政策課

「茨木市次世代育成支援行動計画（第5期）（案）」について提出された意見等（賛否のみ）

No.	ページ数	内容
1	32	4 第5期計画の実施に 向けた検討課題（1）こどもの 権利の尊重と意見表明の場の確保 こども若者の権利を尊重した支援は今後より重要になると思います。ともすると支援者や大人がしたい支援が正しいと思っていることを感じる場合があります。自分の意見を行使できないこども若者に代わり、意見の実現を支援する仕組みのアドボカシーが注目されてきましたが、こども若者自らが意見表明できる場があることは大切なことだと思います。まずは身近な教育の場で、意見表明する場を積極的に作っていただき（例えば、校則を自分たちで考え継続するのか変更するのか検討する等）考えることの大切さ・権利と責任を自ら体感していく経験がこども若者の自己実現や成長に意味があるように感じています。
2	82	（5）犯罪などからこども・若者を守る取組 素晴らしい取組だと思いました。 小宮信夫先生の提唱する「犯罪機会論」等取り入れていただいて子ども達を犯罪から守ってほしいです。